

住民票等共同発行の終了（事務委託の廃止）に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

住民票等共同発行の終了（事務委託の廃止）に係る意見等の募集

2 目的

流山市、柏市、我孫子市の3市では相互に事務を委託し、平成13年10月15日から行ってきた住民票、戸籍証明、印鑑証明等の相互交付における共同発行について、事務を終了（事務委託の廃止）するにあたり、広く住民等の意見を求めるため、パブリックコメントを実施するものです。

3 趣旨

共同発行については、広域連携の取組として住民の利便性の向上に寄与してきました。

しかしながら、現在は住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の全国的な広域交付、マイナンバーカードによるコンビニ交付等、住民票を取得するための複数の手段が確保されているほか、令和6年3月から戸籍証明の全国的な広域交付が開始される予定です。

こうした現状を踏まえ、共同発行については目的を達成したものととらえ、事務を終了（事務委託の廃止）するにあたり、市民の皆さまのご意見を募集するものです。

4 公表する資料

共同発行の終了（事務委託の廃止）についての概要

5 公表の方法

広報ながれやま及び流山市ホームページに掲載します。また、市民課（市役所第1庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、市内各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）でも閲覧することができます。

6 意見が提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、その他利害関係のある方

7 意見等募集期間

令和5年11月21日（火）～令和5年12月20日（水）

※直接持参の場合は午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日を除く）

※郵送の場合は、令和５年１２月２０日（水）必着

８ ご意見等の提出方法

任意の様式または、別紙様式に住所、氏名、電話番号、ご意見を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、郵送又は直接書面を市民課窓口にご持参ください。

いただいたご意見に対する市の考え方は、市のホームページで公表します。

なお、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

９ 問い合わせ及び提出先

〒２７０－０１９２

流山市平和台１丁目１番地の１

流山市役所 市民生活部 市民課

電話番号 ０４（７１５０）６０７５

FAX ０４（７１５０）３３０９

E-mail shimin@city.nagareyama.chiba.jp